

第1章 計画策定の趣旨等(P1～2)

1 計画策定の趣旨

- 令和4年10月に閣議決定した国の「自殺総合対策大綱」、令和5年3月に都が策定した「東京都自殺総合対策計画（第2次）」および区の現況を勘案し、第1次計画を改定
- 引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、関係機関等との連携を深めながら取組を推進

2 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条に基づく区の自殺対策計画であり、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」や関連する分野の計画等との整合を図る。

3 計画の期間

令和6年度から10年度までの5年間

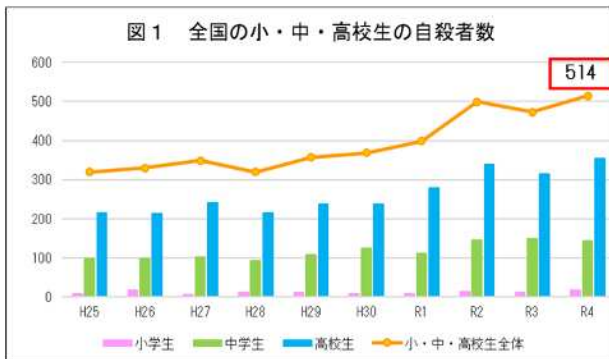
4 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」に合わせ、自殺死亡率、自殺者数を、令和8年までに平成27年と比較して30%程度減少

平成27年 (2015年)	令和8年 (2026年)
15.3	10.7
109人	77人

【自殺死亡率】
【自殺者数】

計画期間中には、上記の数値をさらに減少させることを目指す。



第2章 自殺の現状(P3～18)

1 全国および東京都との自殺死亡率の比較

区の自殺死亡率は、国および都と比較すると下回っている傾向

2 全国における自殺の現状

- 女性の自殺者数は令和2年以降、3年連続で増加
- 令和4年の小・中・高校生の自殺者数は、過去最多【図1】

3 東京都における自殺の現状

女性の自殺者数は令和2年以降、3年連続で増加

4・5 練馬区における自殺の現状および課題

- 20歳未満、20代および30代の死因の第1位は「自殺」【表1】
- 自殺者数は年々減少傾向にあったが、コロナ禍において一時的に増加。女性の自殺者数は令和元年以降増加傾向にあり、自殺者数の男女差が縮小【図2】
- 第1次計画策定時と比較すると、【表2】の赤字部分の順位が上昇
自殺者に占める働き盛りの男性の割合が、大幅に増えている。
- 高齢者、生活困窮者、無職者・失業者の支援が必要
- 自殺者全体で、自殺未遂歴のある人の割合は17.8%

表1 年齢階級別死因(令和3年)

年代	第1位	第2位	第3位
20歳未満	自殺	悪性新生物	-
20～29歳	自殺	悪性新生物・心疾患・肺炎・肝疾患・不慮の事故	-
30～39歳	自殺	悪性新生物	心疾患
40～49歳	悪性新生物	自殺	脳血管疾患・肝疾患
50～59歳	悪性新生物	心疾患	自殺
60～69歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70～79歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
80～89歳	悪性新生物	心疾患	老衰
90歳以上	老衰	心疾患	悪性新生物

第3章 これまでの練馬区の自殺対策の取組と評価 (P19～24)

1 これまでの取組

- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、生きる支援につながる「こころとくらしのサポート」を総合的に推進することを目的に、関係機関・地域団体・区民と連携し、平成31年3月に第1次計画を策定
- 第1次計画策定後は、練馬区自殺対策推進会議および練馬区自殺対策検討委員会において、計画に基づく施策・事業の進捗状況を確認し、ご意見を伺うとともに、必要に応じて改善を行いながら自殺対策の取組を実施

2 第1次計画の数値目標の達成結果

コロナの感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る状況が悪化したことなどにより、目標は未達成目標を達成できるよう、自殺者の傾向を踏まえた対策を充実させる必要がある。

3 第1次計画の取組内容の実績と課題 (P21～24)

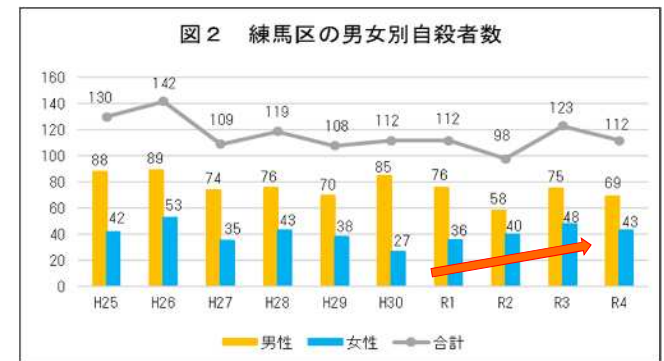


表2 5年間(平成29年～令和3年)の自殺者数が多い集団

上位5区分	自殺者数5年計	割合	自殺死亡率(10万対)
1位: 男性40～59歳有職同居	51	9.2%	13.0
2位: 男性60歳以上無職同居	48	8.7%	28.2
3位: 女性40～59歳無職同居	37	6.7%	16.6
4位: 男性20～39歳有職同居	34	6.1%	14.0
5位: 男性40～59歳有職独居	33	6.0%	31.8

第4章 練馬区の今後の取組 (P25～88)

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、基本方針に基づき、各自治体が自殺対策の基盤として実施することとされている「基本施策」、練馬区の実態に即した「重点施策」、自殺対策に資する「生きる支援の関連施策」を実施

施策の体系

【目標】 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

【基本方針(P25～26)】

- 1 関連施策の連携を強化する
- 2 区民・地域の理解を広げる
- 3 生きることの包括的な支援として推進する
- 4 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 区民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援

【重点施策】

- 1 児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援
- 2 女性への支援
- 3 働き盛りの男性への支援
- 4 高齢者への支援
- 5 生活困窮者、無職者・失業者への支援
- 6 自殺未遂者への支援

生きる支援の関連施策(P64～88)

第5章 自殺対策の推進体制 (P89)

- 1 自殺対策の推進体制
練馬区自殺対策推進会議
区内の保健、医療、福祉、教育等の関係機関と区が連携して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、本会議を中心にネットワークを構築
- 2 練馬区自殺対策計画の進捗管理

練馬区自殺対策検討委員会
自殺対策に関連する部長・課長を構成員とする練馬区自殺対策検討委員会
が中心となり、庁内の関係部署が連携・協力して自殺対策を一層推進

基本施策の取組 (P28～38)

- 1 地域におけるネットワークの強化
関係機関等の連携体制の構築
各種相談窓口の連携
- 2 自殺対策を支える人材の育成
関係機関、関連職種、区民等を対象とした研修
区職員の健康管理
- 3 区民への啓発と周知
リーフレット等の作成と活用
区民向けの講演会やキャンペーン等の実施
多様な媒体を活用した啓発
(SNS、区報、区ホームページ等)
こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化
人権に関する啓発・支援
- 4 生きることの促進要因への支援
地域における居場所づくり
遭われた方への支援

重点施策の取組 (P39～63)

- 1 児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援
いじめ防止対策の強化
児童虐待防止対策の強化
子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供
児童生徒のSOSの出し方教育の実施
身近な大人への支援体制の強化
若年者が相談できる場の提供と周知
若年者への支援体制の強化
青少年の活動と交流の場の提供
- 2 女性への支援
妊産婦への支援
子育て期の支援
女性への支援と居場所づくり
男女共同参画センター相談事業
人権・男女共同参画周知啓発事業
- 3 働き盛りの男性への支援
働き盛りの男性への支援体制の強化
子育て期の支援
男女共同参画センター相談事業
人権・男女共同参画周知啓発事業
- 4 高齢者への支援
包括的な相談支援体制の確立
ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援
高齢者の社会参加の促進
高齢者の健康増進支援
- 5 生活困窮者、無職者・失業者への支援
支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携
「生きることの包括的な支援」の強化
生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上
- 6 自殺未遂者への支援
自殺未遂者の支援体制の構築と拡充